

## 計画策定の趣旨

- 交通安全対策基本法第25条第1項の規定により、国の第10次交通安全基本計画（平成28年度～32年度）に基づき、県内の交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する。
- 計画期間：平成28年度から32年度までの5年間

## 課題

- 第9次計画の目標は達成したが、依然として、高齢者の交通事故死者の割合が高いことから、高齢者の交通事故防止対策が重要課題である。

## 推進体制

- 関係機関・団体、地域住民と連携・協働し推進する。
- 秋田県交通安全対策会議が計画の進捗を検証する。

## 計画策定のスケジュール

- 平成28年6月中旬から7月中旬までパブリックコメントの実施
- 平成28年7月下旬 秋田県交通安全対策会議幹事会の開催（計画案の検討）
- 平成28年8月上旬 秋田県交通安全対策会議の開催（計画の決定）

## 基本理念

- 人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない秋田県を目指す。
- 「人優先」を基本とし、交通社会を構成する人間、交通機関及び交通環境の相互の関連を重視しながら、施策を総合的かつ継続的に推進する。
- 成果目標を設定し、県民の理解と協力のもと、関係機関・団体が連携・協働して施策を推進する。

## 道路交通の安全対策

### 道路交通事故のない秋田県を目指して

#### ○第10次の目標

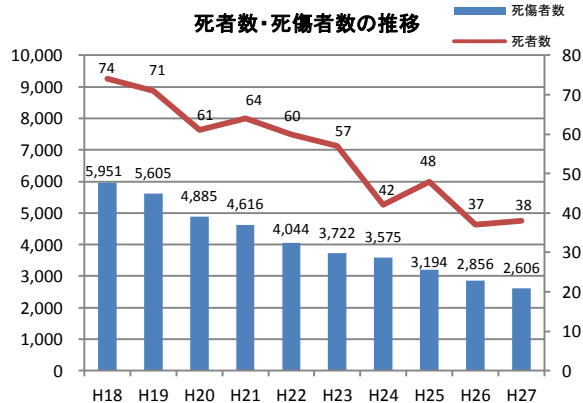
- ①死者数 30人以下
- ②死傷者数 2,000人以下

#### ○現状（第9次期間）

（人）

	目標	H23	H24	H25	H26	H27
死者数	40人以下	57	42	48	37	38
死傷者数	3,000人以下	3,722	3,575	3,194	2,856	2,606

死者数・死傷者数の推移



#### 《対策の視点》

- 1 交通事故による被害を減らすための重点対象
  - ①県民自らの意識改革
  - ②高齢者及び子どもの安全確保
  - ③歩行者及び自転車の安全確保
  - ④生活道路における安全確保
- 2 交通事故が起きにくい環境づくり
  - ①交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
  - ②地域ぐるみの交通安全対策の推進

#### 《対策の柱》

- 1 県民一人ひとりの交通安全意識の高揚  
高齢者に対する交通安全教育の推進、自転車の安全利用の推進
- 2 安全運転の確保  
高齢運転者対策の充実、運転者に対する再教育等の推進
- 3 道路交通環境の整備  
高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備、生活道路における交通安全対策の推進
- 4 車両の安全性の確保  
自転車点検整備の充実、自転車の被視認性の向上
- 5 道路交通秩序の維持  
交通の指導取締りの強化等、暴走族等対策の推進
- 6 救助・救急活動の充実  
救助・救急体制の整備・拡充、救急医療体制の整備
- 7 被害者支援の充実と推進  
交通事故相談活動の推進、自動車事故被害者に対する救済・援護措置の充実

#### 【高齢者対策のポイント】

- 1 地域等と一体となった広報の強化  
家庭、学校、職場及び地域等が一体となったキャンペーン等を行い、高齢者の交通事故防止を図る。
- 2 視認性の高い服装の着用や反射材用品の普及促進  
視認性の高い明るい服装の着用や反射材用品の効果についての広報啓発等を実施する。
- 3 高齢運転者標識の普及の促進  
高齢者の特性を県民に理解させるとともに、高齢運転者標識を取りつけた自動車への保護意識を高める。
- 4 参加・体験・実践型の高齢者交通安全教育の推進  
歩行環境・自転車シミュレータ等による交通安全教育を推進する。
- 5 高齢者世帯訪問活動の推進  
交通指導隊、交通安全母の会、高齢者安全・安心アドバイザー等の家庭訪問による個別指導を実施する。
- 6 高齢運転者の受講機会の拡大  
高齢者講習、更新時講習の内容充実に努め、また、関係機関・団体が連携し、個別に講習会を開催する。
- 7 高齢者に対する教育の充実  
認知機能検査に基づく講習については、結果を踏まえたきめ細かな講習を実施する。
- 8 運転経歴証明書の機能の充実  
運転免許証を返納した場合の特典の拡大や運転経歴証明書の身分証明書としての機能を充実させる。
- 9 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備  
駅、公共施設、福祉施設、病院等を中心に、歩道の段差・傾斜・勾配の改善を行う。